

手話通訳と手話通訳者の機能と在り方に関する一考察

西田 朗子ⁱ

本稿は手話通訳とは何か、その機能と手話通訳者の在り方を検討したものである。伊東侑祐の手話通訳論、安藤・高田論文、手話通訳士試験の科目である手話通訳のあり方、全国手話通訳問題研究会の手話通訳のあり方等、これまで出されてきた手話通訳論、手話通訳のあり方から手話通訳の役割を抽出し、他言語の通訳からも相違点と共通点を見いだしている。手話通訳は福祉制度から始まったのではなく、きこえない人からの要求とそれに応えるきこえる人の関係性から始まった。手話通訳論には手話通訳の技術論と手話通訳のあり方を考察した存在論があるが、相互補完的にあり、どちらも支援する/される関係性という福祉制度の枠組みを超える関係性をつくるための根拠となる。それは、最初の手話通訳論である伊東の「ろうあ者の権利を守る手話通訳」という言葉に集約される。相手に合わせる手話通訳技術も、通訳場面以外できこえない人と共にあるという関係性も「ろうあ者の権利を守る手話通訳」に繋がるからである。

キーワード：手話通訳、権利擁護、手話通訳の在り方、手話通訳制度

はじめに

本稿の目的は、1960年代から発展してきた手話通訳とは何か、その機能と在り方を明らかにするための基礎的な作業を行い、手話通訳を通じたきこえない人の社会参加のより良い方途を堆積することにある。手話通訳の理念、役割については、手話通訳者やきこえない人がこれまでも提起してきた。本稿では、きこえる人、きこえない人双方から提示された手話通訳論、手話通訳者の団体による手話通訳の在り方や多言語の通訳論を手がかりに手話通訳の意味と機能を抽出し、上記の目的に沿って組み立てていくこととする。

手話の社会的認知が広がり、TV等のマスメディアでも、街中でも手話を見かけることは珍しいこと

ではなくなった。近年、一般に目にする手話通訳は、テレビニュース等で話者の隣、あるいは別の小さな画面に映る手話通訳が多いのではないだろうか。2011年3月の東日本大震災以降、首相官邸の会見に手話通訳が付くことになり、コロナウイルス感染防止対策等に関しては、自治体の首長の会見でも多くの自治体が手話通訳を付けるようになった¹⁾。

これらは、長年手話通訳の必要性を訴えてきた全日本ろうあ連盟等の当事者団体、全国手話通訳問題研究会等の手話に関わる団体の要求が実現したものであり、福祉制度として配置されているわけではない。テレビ等で見かける手話通訳は、話された音声日本語を手話に変換する「聞き取り通訳」と呼ばれるものであり、言い換えると、他者からの情報を得るための手話通訳である。

手話通訳は「聞き取り通訳」だけではなく、きこえない人が手話で表現したものを音声日本語に変換する「読み取り通訳」もある。きこえない人が意思

i 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

や考えを表明するための手話通訳である。日常生活では、誰かと話す、コミュニケーションを取ることが頻繁に行われることを考えると、テレビで見かけるような公的な手話通訳は、きこえない人にとって情報保障の一部でしかない。きこえない人にとっては、日々の暮らしの中にこそ手話通訳が必要である。

手話通訳はきこえない人の要求に応えることから発展してきた。福祉制度として手話通訳が設定される以前から、きこえない人の暮らしのそばで手話通訳が行われてきた。手話通訳を担っていたのは誰か、どんな機能を果たしてきたのかを整理する。

なお、本稿では、きこえの度合いにかかわらず手話を主として使用する人を総称して「きこえない人」という言葉を採用している。聴覚障害で身体障害者手帳を取得しているのは約34万1千人²⁾だが、手帳を所持してなくても、きこえない、きこえにくい人がいる。ろう者、難聴者、中途失聴者という言葉もあるが、ろう者だけが手話を使うわけではなく、ろう者と難聴者の間に明確な境界線があるわけではない。手話使用者であっても、口話や書き言葉も併用して情報を取得し、コミュニケーションをおこなっている人もいる。ただし、引用の場合は出典の通りにはろう者、ろうあ者を使用している。また、「きこえない人」に対応する言葉として「きこえる人」という言葉を使用する。

1 手話通訳とは何か

手話通訳を言語変換だと規定する時、2つの言語が存在し、その橋渡しの役割があるということになる。ところが、手話が言語であることは、長い間認められてはいなかった。手話が言語であると明記されたのは、2006年12月の国連総会で採択された障害者権利条約である。『言語』とは、音声言語及び音声言語及び手話その他の形態非音声言語を言う』と初めて定義された。手話は言語として認められる以前からきこえない人の言葉、コミュニケーション手

段として使用されてきた。手話と音声日本語の橋渡しをしてきたのが手話通訳である。手話の歴史と手話通訳の始まり、手話通訳論、手話通訳のための資格制度から、手話通訳の捉え方、手話通訳がどう扱われてきたのかを述べる。

(1) 手話通訳の担い手

手話通訳の始まりは、当然ながら手話が始まった後である。手話で会話する集団があって、音声言語との媒介が必要とされたから手話通訳という行為が生まれている。

手話の始まりは明治期のろう学校と言われている(林 2010:10)。言語は複数の人間が集まることで初めて可能になるコミュニケーション手段である。ろう学校はきこえない人が集まることができた最初のコミュニティであった。それまでは、きこえない人同士の繋がりほとんどなく、きこえる人ときこえない人とのコミュニケーションは限られた家族や身内との間で、身振りなどで行われていたと考えられている。

日本初のろう学校は、1874(明治7)年に開設された京都盲啞院である(林 2010:10)³⁾。京都盲啞院では古河太四郎が「手勢法」と言われる現在の指文字に似た50音を手の形で示したものを考案し、ろう教育に使用していた。つまり、きこえる教育者が手話を認め、教育に使用していたのである。しかし、手勢法は京都盲啞院で一時期使用された後はあまり広がりを見せなかった。現在の指文字はアメリカ手話のアルファベットを示した指文字を参考に考案されたものである。

その後、1880(明治13年)に行われた第二回国際ろうあ教育会議(イタリア・ミラノで行われたためミラノ会議と呼ばれる)で口話法による教育が推奨され、日本にもしばらく後にこの会議の考え方が導入されたことで、ろう教育で手話が使用されることがない時代が長く続くこととなる。ろう教育は口話法による教育に大きくシフトし、教育の現場で手話を使用することは禁じられた。手話は限られた人の

間では通用するが、きこえる人が中心の社会では通用しないことがその理由であった。きこえなくとも口の動きを読んで話を理解し、発話ができることが良いとされた。口話教育では、読唇や発声の訓練に時間が割かれ、学業は遅れがちになる。

手話は、ろう学校で教育の手法としてではなく、生徒同士のコミュニケーション手段として発達したのである。きこえない人同士が共通の言語を作り、ろう学校内で先輩から後輩へ引き継がれていった。

きこえない人によれば、通っていたろう学校や年代によっても違うようだが、手話を使用しているのを教師に見られると叩かれたという人もいれば、授業は口話だったけれど、休み時間に手話でやり取りすることは黙認されていたという人もいる。成績表のコメントに「声がきれいです」と褒めてあったと笑顔で話す人もいるが、声を出す訓練（口話訓練）が厳しく辛かったと言う人もいる。ろう学校教師にも手話を認め尊重する者、手話を学ぶことなく口話だけで授業を進める者がいたようである⁴⁾。

きこえない学生から手話を学ぶ教師は歓迎されたが、わずかしかない。このような状況で、きこえる人で手話ができるのは、手話に理解を示す、きこえない人の家族か、ごく一部のろう学校教師に限られた。少数の家族と、ろう学校教師が手話使用者となり、手話通訳の役割も担っていた。京都においては、ろう学校教師であった伊東雋祐氏と母親がきこえない人であったK氏の2名のみが個人的に手話通訳を依頼され、活動していた。

1963（昭和38）年、日本初の手話サークルである、「京都市手話学習会 みみずく」（以下「みみずく」とする）が誕生し、ろう学校教師や家族などのいわゆる関係者ではない、きこえる人が手話を学ぶ場が

できた（みみずく 1978）。手話サークル自体は、「みみずく」の目的にあるように、「手話を学んでろうあ者の良き友となり、共に手をつないで差別や偏見のない社会を実現するために努力し、その活動を通じて私たち自身も向上していく」⁵⁾ というもので、手話通訳を学ぶ場ではなかったが、手話通訳の制度はまだなく、伊東氏とK氏だけでは応えきれなくなった場合に、習熟した「みみずく」の会員が手話通訳を担うこともあった。

1967（昭和42）年、「みみずく」に内包される組織として「みみずく手話通訳団」が発足する。当初はK氏、伊東氏に1名を加えた3名であったが、間もなく「みみずく」の会員やろう学校教師が加わっていく。ここから、手話通訳は個人的に依頼を受けるのではなく、集団で受けることになる（みみずく 2003）。

「みみずく手話通訳団」は、1969（昭和44）年に京都ろうあセンター（社団法人京都府ろうあ協会が運営）が設立され、手話通訳派遣業務を担うようになるまで続くことになる。

手話通訳が初めて制度として現れたのは1970（昭和45）年の手話奉仕員制度である。これは、厚生省が身体障害者社会参加促進事業の選択項目に加えたもので、都道府県が実施するメニュー事業であった。この制度は「福祉に熱意のある家庭の主婦等」に手話を教えて手話ボランティアを養成するものであり、正確には、手話通訳ではなく手話で話ができることを目指すものである⁶⁾。しかし、1976（昭和51）年からは手話奉仕員派遣制度が開始され、実質的には手話通訳を行っていた。「みみずく」会員も一定の講習を受けて手話通訳活動を行うようになっていく。

同年には京都市が嘱託職員として手話通訳者を採

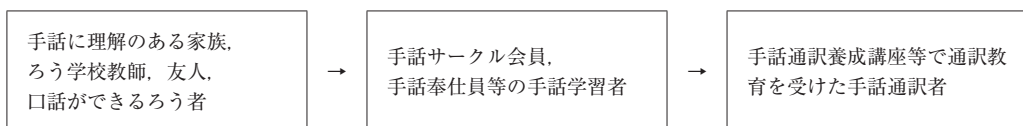


図1 手話通訳を担う人々の変遷

（出典）『手話を学ぶ人の「手話通訳学」入門』を基に筆者作成

用し、翌年には正職員となり全国初の公務員専任手話通訳者が誕生している。

(2) 手話の通訳技術と通訳論

手話通訳とは何かという時、二つの視点に大別される。ひとつは手話の技術、手話通訳の技術であり、もうひとつは、手話通訳の在り方、手話通訳論である。

手話通訳技術は、手話を音声日本語に変換する技術、音声日本語を手話に変換する技術の両方を指している。現在では、体系的に手話通訳を学ぶのは、手話通訳者養成課程である。他に、国立障害者リハビリテーションセンター学院には手話通訳学科がある。手話通訳ではなく、手話を学ぶ場として手話サークルがあり、福祉系の専門学校や大学で手話の授業を設けているところもある。

手話通訳技術もさることながら、手話単語を覚えることも重要である。例えばスーパー等の店名や、道路の通称名など、ある地域のみで使われている手話単語もある。手話サークルでは「きこえない人の暮らしから手話を学ぶ」ことが推奨される⁷⁾。日本語で新しい単語が生まれれば、新しい手話ができ、それを覚えることも不可欠である。新しい手話は、京都市にある日本手話研究所が発表している⁸⁾。

新しい手話単語の象徴的な現象としては、「令和」の年号の発表時、手話通訳者には事前情報や資料がなく、「れいわ」と聞き取れずに「めいわ」と指文字で示し、会見中に気づいて「れいわ」と修正したことがある。日本手話研究所は翌日に新たな「令和」の手話表現を発表したが、事前に新たな年号が知らされていれば、聞き間違いも起こらず、指文字ではなく手話表現を会見時に発表できたのではないかと、きこえない人への情報保障の同時性について意見が出された。また、一部のインターネットでの会見放送では、官房長官が掲げた「令和」の文字と手話通訳者が重なっており、文字が見えないというのは誰のための情報保障かと議論にもなっている⁹⁾。

一方、手話通訳論は、手話通訳の技術ではなく、手

話通訳としてどうあるべきか、ということである。手話通訳者は、それぞれの住む地域で、個別に活動していたが、1968（昭和43）年に第1回全国手話通訳者会議が開催され、そこで手話通訳者の経験から抽出した課題から考察し、手話通訳とは何か、手話通訳はなぜ必要なのか、といったことが議論されるようになった。手話通訳者が集団化したことで、手話通訳論が本格化に議論されるようになった。

1974（昭和49）年の第7回全国手話通訳者会議の後の総会で「全国手話通訳問題研究会」（以下、「全通研」とする）が発足し、初代運営委員長は伊東雋祐氏が就任した。「みみずく」のような手話サークルでも当初は手話通訳について議論がなされていたが、手話サークルは手話学習者の中に手話通訳を担う者もいれば、手話学習を始めたばかりという者もいるという状況で、それとは別に、手話通訳に特化して研究する団体として「全通研」が活動するようになる。2010（平成22）年に一般社団法人の認可を受け、47都道府県すべてに支部がある。

次章で取り上げる伊東雋祐の手話通訳論は、第1回全国手話通訳者会議に提出されたものであり、現在でも手話通訳者が学び、行動の指針としているものである。手話通訳の根本的な理念は伊東の手話通訳論に集約されており、引き継がれている。同じく次章で取り上げる高田・安藤論文は、きこえない人の立場から、手話通訳に要求されるものが提起されている。

(3) 手話通訳の2つの資格

手話通訳には「(登録)手話通訳者」と「手話通訳士」という資格が存在する。手話通訳者として活動するには、厚生労働省が定めた「手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム」に沿って各都道府県政令指定都市等の聴覚障害者関連団体が実施している手話通訳養成講座を受講した後、試験に合格することが基本である。手話通訳養成講座の受講要件に手話奉仕員養成講座の受講を修了していることとしている所が多く、手話奉仕員制度から発展した資格で

あるといえる。手話通訳者養成課程は、障害者総合支援法に基づいて実施する地域生活支援事業の必須事業である、意志疎通支援事業の一つとして行われている。

試験を行う多くの各都道府県政令指定都市等の聴覚障害者関連団体は、社会福祉法人全国手話研修センターが実施している手話通訳者全国统一試験を採用しているが、独自の試験を実施しているところもある。手話通訳者全国统一試験は筆記試験と実技試験があり、筆記試験は「国語」の他に専門科目「ボランティア活動」「聴覚障害者の基礎知識」「手話の基礎知識」「聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度」「身体障害者福祉概論」「手話通訳者の基礎的知識と心構え」「手話通訳の理念と仕事Ⅰ・Ⅱ」「ことばの仕組み」「ソーシャルワーク概論」「手話通訳者登録制度の概要」「手話通訳者の健康管理」となっている。各都道府県政令指定都市等の聴覚障害者関連団体が実施する試験に合格後、その各都道府県政令指定都市等の聴覚障害者関連団体に登録すると、手話通訳者として活動が可能になる。

一方、1989年から始まった全国手話通訳技能検定試験（手話通訳士試験）には、筆記試験と実技試験があり、筆記試験は「障害者福祉の基礎知識」「聴覚障害者に関する基礎知識」「手話通訳のあり方」「国語」の4科目である。合格すれば手話通訳士を名乗ることができる、厚生労働省認定の試験である。

手話通訳士試験は、合格しただけでは手話通訳者として登録することはできない。各都道府県政令指定都市等の聴覚障害者関連団体によって異なるが、「手話通訳者養成課程修了者と同等の知識及び技術を有する者」が手話通訳者試験の受験資格者となっており、手話通訳士試験合格者がこれにあたとされる。つまり、手話通訳者養成講座を受講することなく、手話通訳者試験を受験できるということである。但し東京手話通訳等派遣センターでは手話通訳士試験の合格者が手話通訳者として登録されている。手話通訳士の資格は、厚生省（当時）が一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「全日本ろうあ連盟」と

する）に「手話通訳制度の検討」を委託事業として委ね「手話通訳制度調査検討委員会」が発足し、1985（昭和60）年に公表された報告で、手話通訳事業および手話通訳者の量的不十分さ、社会的地位の低さの指摘等がなされ、仮称「手話通訳士」制度の必要性が提起されたことから発展して誕生した資格である。

手話通訳士と手話通訳者の違いを簡単にまとめると、手話通訳士は試験のみが実施されており、試験に合格すると手話通訳士として登録することができ、裁判等の高度な手話通訳を行う際には手話通訳士の資格が必要とされる。手話通訳者は、住んでいる地域で手話通訳者養成講座を受講し、試験合格後はその地域での手話通訳者として登録、活動することになる。

2 手話通訳論—理念としての手話通訳—

手話通訳論は、前章で述べた通り手話通訳の技術ではなく、手話通訳としてどうあるべきか、ということである。手話通訳が始まった頃から、手話通訳という行為は何か、どう振舞えばよいのか等を、手話通訳を担っている人々が現場での経験を積み重ねながら議論してきた。ここでは、初期の手話通訳について述べられてきたことを検証する。まとまった形で発表された、「みみずく」の「京都における手話奉仕活動の概況とその問題点について」、伊東侑祐の「通訳論」、高田・安藤論文といわれている3つを取り上げる。

(1) 京都市手話学習会「みみずく」の指摘した問題点

京都市手話学習会「みみずく」は、1963（昭和38）年に発足した、日本初の手話サークルである（林 2010）。手話サークルは、きこえる人が手話を学ぶ場であり、手話通訳を学ぶ場ではない。現在では手話サークルと手話通訳の活動は分けられており、手話サークルは手話通訳を担うことはないが、前述したように、1969（昭和44）年に手話通訳派遣事業

が始まるまでの間には、手話通訳は一部のろう学校教師や家族が行っていた時期を経て、手話サークルの会員という第三者が手話通訳を担うようになっていた。

「京都における手話奉仕活動の概況とその問題点について」は、1966(昭和41)年5月、厚生省社会局からの照会に応えたものである。この照会は手話通訳派遣事業を成立させるにあたり、参考にされたものである。

手話奉仕活動とは、手話サークルで手話を学ぶ活動を指すだけでなく、手話による奉仕、つまり、手話通訳を意味している。奉仕とは、ボランティアという言葉が一般的ではなかった当時の言い方である。「京都における手話奉仕活動とその問題点について」には、手話サークルの活動と手話通訳としての問題点が含まれている。手話通訳の問題点として挙げられているのは以下の点である。

①奉仕者として限界が感じられること

ろうあ者福祉を考える時、手話を除いては考えることが出来ないが、行政の制度上の保障の無い中で手話通訳活動を行うということは、奉仕者の負担が大きすぎる。少なくとも、半官半民な組織活動でなければ、実質的活動を行う場合、相当の無理がある。専門性がかなり要求される活動であり、単なる善意のみでは手話奉仕活動はできない。

②現状の手話奉仕グループは単に手話学習及び研究にとどまらず、ろうあ者のコミュニケーション一般についての関心を持つべきであり(音声を媒介としない伝達的手段を的確に行うための研究、たとえば要約筆記してスライド映写を即座に行うとか複数通訳として板書と手話を併用とか)、また諸活動を行うためには福祉諸施策についての理解も重要であり、このためのかなりの能力が要求される。

③手話通訳者はろうあ者に対する指導者ではないのに、ともすると、ろうあ者の代理者として考

えられる点、折角の目的である。ろうあ者の自主性の確保が反対に欠如される結果になることが多い。それだけに、手話通訳者の資質について手話奉仕グループの育成の際、特に注意しなければならない。

④ろう教育と手話に対する考え方について

成人ろうあ者に対して現実のろうあ者の社会生活の伝達手段として、手話が行われている以上、教育上の口話法に対する問題とは別個に考えなければならないにもかかわらず、幾分、混乱しているため手話奉仕活動が誤解されやすい。

⑤学習する場所がない(現在、個人宅を借用)。学習研究費(テキスト、参考書、8ミリフィルム等)、奉仕活動費(交通費、実費または勤務を余儀なく休んで活動するための保障)の犠牲が多すぎる。京都の場合、四十年度は京都府からの助成を受けた他、篤志家の寄付の外は殆ど奉仕者の負担になっているので十分な活動ができない。

⑥手話奉仕活動を行う場合、基本的に手話の学習から始めることになるが、地域事情に合った具体的な手話奉仕ニーズとその対策を充分考慮しなければならないのは当然であるが、この場合、ろうあ者の個々人との結び付きは奉仕者の性格・能力の差が大きく、京都の経験から考えると先に述べたように、ろうあ者に対する指導者的な役割を果たす事ではなく、協力的態勢である点から幾分消極的な態度でなければ、団体運営等に関しては干渉的になりがちになり、このことが本来の奉仕グループの目的を逸脱することともなると言うことで、手話奉仕グループ育成方針について、当初から具体的な方針を持つことがなかったので一時停滞をみた。しかし、手話奉仕活動の場がきっかけとしてつかみにくい点がある(基礎的な手話能力から熟練までの期間)ので(育成技術についての反省はしている)、ろうあ者の親と子という中に介入する場合、抵抗感が少なく、喜んで受容され、ろうあ者との

交流の足がかりとなること、また、手話劇の練習の中で手話の応用場面が設定されるので、手話能力の向上につながり、活動の足掛かりとなると考えられる。

⑦その他

- ・刑事訴訟法によるろうあ者の裁判権行使のための通訳活動のあり方。
- ・手話奉仕（ろうあ者サービス）に対する考え方の統一。（みみずく 2003：24-6）

手話を学ぶことと手話通訳を学ぶこととの相違、手話でコミュニケーションをすることと手話通訳との相違の整理が未達ではあるが、手話通訳とは何か、手話通訳はどうあるべきかの課題が初めて取り上げられたものである。「みみずく」が手話通訳論の先鞭をつけたといえる。

「みみずく」は、手話の技術だけではなくコミュニケーションの探求の必要性、指導者ではなく支援者としてのあり方、口話教育を経たきこえない人には手話は必要ないとみなされる状況の中でも、きこえない人の現実のコミュニケーション手段が手話であり、口話教育の是非はともかく、ろうあ者が手話を使って社会生活を送っている以上は、手話通訳が必要だという主張を展開し、手話通訳が制度としてどうあるべきかにも言及している。

(2) 伊東雋祐の手話通訳論—ろうあ者の権利を守る手話通訳—

1968（昭和43）年、福島県で開催された第1回全国手話通訳者会議で伊東雋祐が提起したもので、『ろうあ者の権利を守る手話通訳を「通訳論』と題されている（伊東 2000）。伊東はすでに触れたように、京都における手話通訳のパイオニアである。

「みみずく」及び「みみずく手話通訳団」の論議を整理したものとして提出されたが、インタビュー調査によると、必ずしも「みみずく」の総意ではなく、伊東の個人的考察が含まれている¹⁰⁾。

伊東の手話通訳論は、A. 通訳の必要性とその意義、

B. 通訳者の立場の2項目から成り立っており、A. の通訳の必要性とその意義では、なぜ手話通訳が必要なのかという問いがあることが前提となっている。つまり、手話通訳は必要がないとされる中での提起である。現在では、手話通訳がないということに対する批判が上がることはあっても、なぜ手話通訳が必要なのかを説明することは考えられない。きこえない人は手話使っている、だから手話通訳がある、ということは当然のこととされているが、口話教育が主流であった頃には、手話通訳がなぜ必要なのかを説明するところから始めなければならなかった。

手話通訳がなぜ必要なのかという問い、手話通訳は必要ないとされる風潮は、手話通訳を要求する聴覚障害者団体に対して行政官が述べたことに象徴されている。

「ろうあ者に何故手話のできる通訳者が必要なのか私にはよくわからない。それは、現在の成人ろうあ者が十分な口話教育を受けていないから、過渡的な措置として要求されているものなのか、あるいはもっと本質的にろうあ者には手話通訳が必要なのかははっきりわからない」（伊東 2000：92）

きこえない人は、ろう学校で口話教育を受けているのだから、手話通訳は必要ないはずだが、成人のきこえない人の中には口話教育を十分に受けていない人もいるから手話通訳が必要なのかという疑問である。

口話教育では、相手の口の動きを読み取って理解し、声で応答することを訓練で教授されるが、きこえない人にとって完全なものにはなり得ない。口の動きを見て言葉を理解すること、きこえないのに自分の声を出すことを求められるのは、きこえない人にとっては困難であり、声を出すことについては個人差もあるのが現実である。

しかし、この頃は口話教育が当然で、手話はきこえない人同士で使う手まねであり、言語ではなかつ

た。口話教育が十分であれば、手話は必要ないという行政官の偏見を崩すところから手話通訳を始めなければならなかった。

伊東が通訳論を進める上で重要だとして出したこの行政官の例は、「ろう教育が音声語形式を完全に自からのものとする段階がくる。そうすれば筆談により、また、読話や発話により一般社会との意思疎通には事欠かないから手話通訳などは必要でなくなってくる。とこのような理論は確かに現在の通訳論議に出てくる一方の考え方を代表するものであるからである」「そしてこの論議は、現在わが国における法理論、ならびに法精神の基本的な通訳解釈でもある」という。これを、「ろうあ者の意思疎通性」のみを主軸として成立する通訳論だとしている。

伊東は勿論、この通訳論に与しない。「時をおかぬ、直ちの反論や主張こそ、対面場面における平等な相互理解の方途であるからだ。この意味で通訳活動こそは、対話は会議内容の即時的伝達路であり、ろうあ者がする発言や主張の原動力である」「ろうあ者にとって通訳活動は、この人達が主体的に社会に生きるための重要な役割を担う」(伊東 2000:93)と述べている。

手話通訳の役割は、きこえない人が主体的に生きるためであり、そのためには同時通訳であることが重要だとしている。それは、コミュニケーションには即時性が求められるからである。相手からのメッセージを受けて返す行為において、筆談でやり取りすることは、特段の用事や伝えたいことがあれば行われるが、日常のコミュニケーション手段として使用することは難しい。きこえる人にとっては話すことよりも手間がかかり面倒であること、きこえない人にとっても手話で話すことよりも面倒であり、やり取りできる情報量も限られてしまうからである。B. の手話通訳の立場では、手話通訳技術以外に必要とされることや引き受ける諸条件を整理している。

- ・通訳者は発言者の意識や思想内容を適確に把握しなければならない。

・通訳者は聴覚言語〈音声語〉と視覚による身振り語の変換性に習熟しなければならない。

というわけで、通訳者はしばしば次のような困難と逢着しなければならない。

- ①通訳を必要とする対象の集団や個人の言語的力量、興味や関心や思想に、どのように合わせて発言内容を伝達するか。
- ②また、ろうあ者の主張や発言をどのように引き出し、討議や対話の中味に位置づけていくか。
- ③そのために通訳者は自分の主張や発言の機会を失うことが多い、書記的な記録はできない(伊東 2000:93)。

ここで明らかとなるのは、発言者たるきこえない人が情報の非対称性で弱い立場にある中で、どのように発言内容を伝達するかという、伝え方の問題と、きこえない人の主張や発言を引き出すことが通訳者の役割に含まれていることである。「言語力量の乏しさや複雑な人間関係の問題に触れる場合、単に手話の技術だけでは処理しきれなくなる」(伊東 2000:93)としている。

さらに、通訳者がきこえる人であることで、通訳活動の使命を離れ、きこえない人にきこえる側の主張を押し付ける傾向に走りやすい側面をもつと指摘している。弱い立場にあるきこえない人に手話通訳者が中立的に言語変換のみをしようとしても、それは伊東がいう「正しい通訳活動」にならないのである。

ろうあ者に対する通訳者の使命とは、単に健聴者とろうあ者の中立的交換手ではないし、まして権力者、支配者の末端に立つことではさらにはない。健聴者一般を支配者、ろうあ者一般を被支配者とする見方は誤ってはいるけれども、時に私どもはこの誤った見方さえ諾わねばならぬほど、ろうあ者に意見や行動をおしつけているのである。これではいけない。いうなれば、ろ

うあ者のための通訳活動とは、現在、客観的な事実として多くの市民的権利を与えられていないろうあ者の生活を守り、権利獲得の主張の側に立つことがその基本的な使命でなくてはならないのである。時にはろうあ者の権利意識を守り育て、時にはろうあ者の要求や主張に学びながら音声語と手話の交換性を高めていくのがその使命でなければならないのである。そして、通訳の真実性とはこの限りにおいて評価され、意義を問われるべきであろう（伊東 2000：93）。

伊東の「ろうあ者の権利守る手話通訳を」は、教師という指導的立場にありながら、きこえない人が差別的な扱いを受け、社会的不利な状況に置かれているのを見て支援者でもあることを強く意識したものとなっている。

(3) 高田・安藤論文—ろうあ者の社会的自立を目指す—

「日本における手話通訳の歴史と理念」は、全日本ろうあ連盟理事であった高田英一、安藤豊喜が1979（昭和54）年の世界ろう者会議¹¹⁾に提出した論文である。この論文では、きこえない人の立場からみた手話通訳の役割、手話通訳の理念が述べられている。

冒頭に手話通訳の歴史に触れ、初期の手話通訳は少数のろう学校教師が中心で、ほとんどの場合、自己犠牲的に手話通訳の役割を果たしていたことと、通訳活動の内容が職業の紹介、離転職の相談、結婚の世話、財産相続、事業助言・ろう者子弟の教育への助言等々であると述べている（高田・安藤 2000）。

手話通訳が当初から通訳行為だけではなくたことが明記されている。論文が提出された1979（昭和54）年まで、きこえない人は準禁治産者とされており、職業や財産、結婚等に実質的に制限があった。そのため、権利主張をするためにも助言が不可欠であった。

次に、戦後のろう運動を挟んで伊東が提起した手話通訳論が発表された全国手話通訳者会議について

も取りあげており、この会議で提起された理念、問題について、「ろう者の権利保障、団体活動の現状および発展の中で、手話通訳の意義をどうとらえていくかという関心」と「ろう者にとって最も望ましい教育およびコミュニケーション手段として、現在の手話をどう改善していけばよいかという関心と提案」の2つの流れがあったとしている。そして、結論的にろうあ者の生活を守りその権利の側に立つことが手話通訳者の使命であるとまとめ、手話通訳者は中立的な立場ではなく、きこえない人の側に立つことが求められている（高田・安藤 2000）。

日本における手話通訳の特質として、手話通訳がろう者の生活と権利の擁護を目指したろう運動を母体として誕生し、伊東の「ろう者の権利を守る手話通訳」という主張はろう運動の成果であると評価している。ただし、加えて「一面的に単純化して、ろう者の保護者として手話通訳を理解することがあれば、それは誤りである。それは、ろう者の社会的自立、いいかえると、社会的行動の自由の獲得のための協力者であり援助者であるとするのが正しい」（高田・安藤 2000：97）としている。

「みみずく」が問題点として挙げていた、きこえない人の指導者の役割を持つことへの警戒がここでも表れている。きこえない人に対して保護的な視線が向けられ、手話ができる人に指導的役割を任せようとする風潮があったことがうかがえる。

また、きこえない人が手話通訳に求めるものとして、即時性を含めた常時性をあげている。「必要な時にいつでも即時に手話通訳を得ることを求めるのは、ろう者にとって自然である」と、必要時に手話通訳を得られる常時性と、同時通訳の必要性は、日常的にきこえる人が得ている状況と同等のことを求めているが、一方で手話通訳制度の充実や手話通訳者が増えることのみを求めることへの危惧も提起されている（高田・安藤 2000）。

手話通訳があることの本質は、きこえない人の社会的自立であり、手話通訳の有無ではない。「手話通訳のろう者コミュニケーション保障の単なる一手段

化」となってしまうと、金銭に換算される労務の被提供、提供の関係のみになってしまう。手話通訳は、きこえない人ときこえる人の媒介ではなく、きこえない人ときこえる人の社会的関係の形成が求められ、この「きこえる人」の中には手話通訳者も含まれているということになる。そして、手話通訳が有償なのか、無償なのか、有償であれば発生する金銭を誰が負担するのかという問題にも発展することになる。

手話通訳が必要なのはきこえない人と捉える見方もあるが、コミュニケーション手段として手話通訳が介在する場合、きこえる人にとっても手話通訳は必要である。手話のできない、きこえる人が、きこえない人と会話する時、自分の言いたいことを手話で伝えてもらい、きこえない人の手話を音声言語に換えてもらわなければ、コミュニケーションは成立しないからである。最後の「新しい発展の方向」の項目では、さらに手話通訳者に福祉制度の充実を求める社会活動家であるべきとの要望が述べられている。(高田・安藤 2000)

手話通訳と手話通訳活動という分け方で、手話通訳者に求める役割は拡大している。しかし、手話奉仕員派遣制度が始まって3年、まだ手話通訳の派遣制度はなく、この論文でいわれている「自己犠牲的」に行っている手話通訳者には過大ともいえるものである。

3 手話通訳のあり方

—試験問題にみる専門性と事例研究—

「手話通訳のあり方」は、手話通訳士試験の出題項目になっており、全国手話通訳問題研究会の研究大会や研究誌でも継続的に取り上げられて、地域の全通研支部でも繰り返し学習会等で議論されている。前章の手話通訳論と比較して、理念というよりもより細部に言及したものとなっている。ここでは手話通訳士試験の内容と、全通研の研究誌で報告される事例をみていく。

(1) 手話通訳士試験問題における手話通訳のあり方
すでに述べているが、1989年から始まった全国手話通訳技能検定試験(手話通訳士試験)には、筆記試験と実技試験があり、筆記試験は「障害者福祉の基礎知識」「聴覚障害者に関する基礎知識」「手話通訳のあり方」「国語」の4科目である。手話通訳技能試験の受験の手引きには、出題基準が記載されている。「手話通訳のあり方」の科目にある出題基準は「通訳は、相互の意思伝達が困難な人々の間のコミュニケーションを仲介する行為である。そして、実際の通訳場面では、両者の意見や立場を知り得る唯一の人として重要な役割を担う。従って通訳者は、公正な態度、さまざまなことを理解する知識及び高い通訳技術を求められるので、その役割と通訳の技術及び通訳者としても身に付けておくべき一般教養を評価するために次の各項目等について出題する」となっている。

項目別では、1. 手話通訳者の役割 ①聴覚障害者のニーズと手話通訳者の役割、②手話通訳者の倫理と責務、2. 言葉・文化・コミュニケーション ①ことばと社会、②異文化理解、③コミュニケーション、3. 通訳理論 ①通訳過程とモデル、②通訳形態と方法 ③通訳の技術、4. 手話通訳の実際 ①手話通訳実施上の留意点、②手話通訳の技法、5. 手話通訳者としての一般教養 ①手話通訳を取り巻く動向、②手話通訳に求められる対人援助技術、③時事問題等、となっている。

1. の手話通訳者の役割には、伊東の手話通訳論、安藤・高田論文、一般社団法人日本手話通訳士協会が1997(平成9)年に制定した手話通訳士倫理綱領等の内容を問う問題が出題されている。「手話通訳士倫理綱領に基づく手話通訳士のあり方として不適切なものの組み合わせを下の中から選びなさい」といった問題である。

2. の言葉・文化・コミュニケーションでは、手話の言語特性(手話には二重分節性がある、という選択肢を正解とするもの)について問う問題もあるが、多文化共生の定義の文言を問う問題もある。

3. の通訳理論では、同時通訳と逐次通訳の特徴を問う問題、通訳モデル（ヘルパーモデル、導管モデル、相互作用モデル等）の意味を問う問題等、他言語の通訳理論を援用したものになっている。

4. の手話通訳の実際では、手話通訳者の健康問題（頸肩腕障害）について、慣用的表現の通訳の仕方について等が出題されている。

5. の手話通訳を取り巻く動向では、障害者権利

表1 手話通訳技能試験（手話通訳士試験）第27回から第30回の出題項目と出題実績

出題項目	第26回から第30回の出題
1 手話通訳者の役割	
①聴覚障害者のニーズと手話通訳者の役割	視聴覚障害者情報提供施設について、手話通訳の責務（支配と依存） コミュニティ通訳の特徴、伊東侑祐論文「通訳論」、手話通訳者のもつ機能 デフリンピックの会議で使用される言語
②手話通訳者の倫理と責務	手話通訳士倫理綱領（守秘義務等）、通訳について、アドボカシーについて 政見放送にかかる手話通訳士倫理綱領、手話通訳士倫理綱領に基づく手話通訳士のあり方
2 言葉・文化・コミュニケーション	
①ことばと社会	母語の定義、オノマトペ、ことばのバリエーション（多様性）
②手話の特徴	手話の拘束形態素、手話と身振り、CL、手話の言語特性 日本手話におけるミニマル・ベア、手話表現の概念、指さし、手話とジェスチャー
③異文化理解	異文化接触、カルチャーショック、高文脈依存文化
④コミュニケーション	手話言語の獲得、対人コミュニケーション（メッセージコントロール）、ダイグロシア、サブマージョン 非言語コミュニケーション、コードスイッチング、婉曲話法
3 通訳理論	
①通訳過程とモデル	ヘルパーモデル、アドホック通訳、起点言語、水路モデル、相互作用モデル
②通訳形態と方法	ウィスパリング通訳、遠隔通訳、司法通訳
③通訳の技術	コミュニティ通訳に必要な基本的トレーニング 通訳トレーニング（イントラリンガル他）、通訳過程における必要な3つの知識、通訳モデル（努力モデル）
4 手話通訳の実際	
①手話通訳実施上の留意点	守秘義務、法廷通訳の留意点、手話通訳に求められる知識（社会資源） 登録手話通訳者の報告書、医療現場における通訳者の行動 手話通訳を受けた時の留意事項、コミュニティ通訳、医療通訳の倫理 舞台通訳時の手話通訳の位置、医療場面での手話通訳、手話通訳者の行動 音声言語の司法通訳、読み取り通訳、講演の読み取り通訳
②手話通訳の技法	慣用的表現の手話通訳、翻訳（通訳）の正確性
5 手話通訳者としての一般教養	
①手話通訳を取り巻く動向	鳥取県手話言語条例、上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準 障害者の権利条約、サマランカ宣言、雇用された手話通訳者の労働と雇用についての実態調査 「段また段を成して」（全日本ろうあ連盟制作映画） 正職員として雇用された手話通訳者の業務、世界手話通訳者のウスター宣言
②手話通訳に求められる対人援助技術	コミュニケーション技術（相手の意欲を引き出す技法）
③時事問題等	コンプライアンス、PDCA、ダイバーシティ、ジビエ

（出典）「手話通訳技能試験傾向と対策（六訂）」を基に筆者作成

条約、手話言語条例、対人援助技術等が出題され、時事問題としてマスコミなどで頻繁に使用され、話題になった語句が出題されている。

表に挙げた第27回から第30回以前の問題をみても、「手話通訳のあり方」とはなっているが、他言語の通訳理論、ソーシャルワーク、時事問題等の手話通訳とは異なる分野の知識を問う問題が含まれている。

この手話通訳士試験の「手話通訳のあり方」に対し、ろう者で弁護士の松本晶行は「具体的な場一般ではなく、法律的・倫理的な立場から本人に対する接し方が規制される場において、はじめて通訳のあり方が問題になるのではなからうか」と批判的に述べている(松本1997:148)。

また、松本は『手話通訳者のあり方』と言うならこれもある。あるべき手話通訳者の姿。手話通訳者の倫理綱領。一般的・抽象的な形でそれは存在し得る。相手がろうあ者のことを全く知らない時、手話通訳者はどうすればよいか。通訳さえ忠実にすればそれでよいのか。医師や弁護士などの専門家が、不当・不用意な発言をしたり、すべきことをしなかったりした場合どうすればよいのか。こららはすべて「こんな場合に手話通訳者の行動はどうあるべきか」の問題であって「こんな場合の手話通訳はどうあるべきか」の問題ではない(松本1997:149)として、「手話通訳のあり方」と「手話通訳者のあり方」の違いは、通訳場面における立場上の問題と、手話通訳者としての行動の問題であると述べている。松本が考える「あるべき通訳」は、下記にあるような「手話通訳のあり方」では説明出ない「あり方」である。きこえない人の立場での、手話通訳の考察である。

「これが通訳の手本だ」なんて手話通訳があるわけではない。A氏のための名通訳がB氏にとって名通訳とは限らないし、A氏のためと限定しても「これが通訳の手本」と断定できるものはない。別の素晴らしい通訳表現があるかも知れないのだ。通訳の手本などというものはない。あ

るのは、他にいろいろな表現があることを前提とした上で、その中の一つ。つまり「見本」なのである。あるべき手話通訳なんて、極端に言えばろうあ者の数だけある。いや、同じろうあ者の通訳でも相手と目的次第で表現が変わってくるから、結局、通訳した数だけある。もっと言えば、公的保障としての通訳とボランティアとしてのそれとでは「あり方」は微妙に違って来るから、また掛け算がいる(松本1997:146-7)。

通訳技術が熟達したベテランの手話通訳者が表出する手話通訳の表現は、手話単語の誤りはなく、表現として間違っているわけではない。しかし、他の手話表現もあり得るし、対象者に合う手話表現は変化する。通訳者の立場でも変わってくる。だから、見本となる手話通訳はあっても、手本とはならないということである。無数の手話表現があり、手話通訳者は相手に合わせることを考え、常に迷いながら手話を表出しているということである。

(2) 全国手話通訳問題研究会(全通研)における手話通訳の在り方—事例研究—

全通研は、全国手話通訳者会議が発展して1974(昭和49)年に発足したことはすでに述べた。手話通訳士協会が手話通訳士資格を取得した者を入会条件としているのに対し、全通研は手話通訳者でなくても、手話通訳を目指す人、手話通訳を学ぶ人であれば入会が可能である。研究誌「手話通訳問題研究」には、聴覚障害者や手話、手話通訳に関わる法律、制度や事例研究も記載されている。

全通研には「手話通訳活動あり方検討委員会」があり、研究誌に事例を取り上げたものを連載している。事例は手話通訳現場で通訳者が困ったこと等を挙げ、対処方法についてコメントが記載されているが、コメントは結論ではなく、地域での手話通訳者同士の議論の参考にと望まれている。「手話通訳現場で困ったこと」というのは、手話表現に困ったことも含まれるが、通訳者として、支援者としてどうす

べきかということが主題である。

例えば、医療場面での「お大事に」という医師の言葉である。無論、「お大事に」という言葉に相当する手話表現はある。課題とされているのは「お大事に」という言葉が持つ意味についてである。身体をいたわる意味もあるが、診察場面で医師が「お大事に」と言う場合、診察終了の意味合いを色濃く含めることがほとんどである。きこえる人であれば、それを聞けば、習慣から診察終了の合図であると理解し、診察室を出ようとするのが一般的である。しかし、きこえない人にそのような習慣は当てはまらないことがある。「お大事に」の言葉の後、次は何かあるのかと待っていることがある。このような場面で、手話通訳者はどう振舞うのが良いのか。ここで問われるのは、通訳者の考え方だけで判断してはいけないことと、言葉の置き換えをするのではなく、意図することが伝わるようにすることが大事だということである。

近年増えているのが舞台通訳といわれる、講演会や研修、行政が行うイベントなどできこえる人も含めた大衆の前で行う手話通訳がある。テレビで見かけるようになった都道府県知事等の記者会見での手話通訳もここに含まれる。

事例で取り上げられているのは、講演会の手話通訳で、会場に行ってみると演台横に大きな花が飾られており、手話通訳者が立つ位置がないというものである（全通研 2013：45-9）。対象者が個人の場合、対象者であるきこえない人にどこに立てばいいのかを聞いて決めるのが原則である。きこえない人に手話を見やすい位置を確認した上で、相手側にも承認を得るのが良いとされている。しかし、舞台等の場合は、対象者が複数いる可能性が高く、かつ話し手（講演者）が話すのみで、聴衆であるきこえない人が話すことはない。よって話し手のそばに立つことが良いとされる。話し手の表情やしぐさと、手話通訳を同時に見られるからである。テレビの首長会見の手話通訳も同様である。

舞台の設営者は主催者であったり、舞台設営の会

社の担当者だったりするが、手話通訳の必要性や役割の認識がないこともまだまだ多い。コメントでは、手話通訳者が場の雰囲気をこわさないように、手話通訳の必要性を説明し、どのような工夫が必要なのかという理解を広めるチャンスにしましょうと勧められている。本来であれば手話通訳の派遣事業所が事前に確認しておくべきことではあるが、現場の通訳者が解決せざるを得ないことも起こる。手話通訳にはきこえない人々への情報保障をするだけでなく、手話通訳者の仕事を理解してもらい役割があるとしている。

「手話通訳活動あり方検討委員会」では、手話通訳の技術・技能は、手話というコミュニケーション手段に限定されるものではなく、手話通訳の対象者としての聴覚障害者やかわる人々の手話通訳要求をそれぞれの生活課題に引き寄せて捉え直し、対象者が主体的に課題に取り組むことができるよう働きかける方法に関わる技術、技能の総体である定義づけており（全通研 2004：1）、伊東の手話通訳論を発展させたものとなっている。手話通訳技術、手話の表現についての事例研究もあるが、数は多くはない。通訳現場でのきこえない人との関係性、きこえる人への手話通訳の役割の理解をどう求めるかといったことが中心に取り上げられている。

4 他言語の通訳学

—表現の選択と暮らしのなかの通訳—

他言語の分野でいわれてきた通訳とはどのようなものであるか、前章で取り上げた手話通訳士試験には、通訳理論の項目で通訳モデルや通訳トレーニング方法について問う問題が含まれている。ここでは、通訳学の分野でいわれていること、他言語間の通訳者が通訳をどのように捉えているかを手話通訳と比較しながら検討する。

(1) 同時通訳—通訳と翻訳、通訳の種類—

翻訳は一般的には、ある言語テキストを他の言語

に移し換えることとされている。そして、話し言葉（音声言語や手話言語）の翻訳を書き言葉（書記言語）の翻訳と区別する場合に「通訳」という言葉を使うとされている（鳥飼 2013）。

音声言語の通訳において、通訳は古代から行われてきたと考えられるが、記録はほとんど残っていない。翻訳では文書による記録があるが、話し言葉の通訳の記録はなされないからである。また、通訳者の身分が低かったことも原因だといわれている。戦争等で他民族と争い交渉する時、征服者と被征服者の間での交渉となるが、多くは社会的弱者である奴隷や女性が通訳を担ったと考えられている（鳥飼 2013）。多く残されている文書による翻訳は、聖書の翻訳が最も知られているであろう（鳥飼 2013）。

手話通訳では当然とされている同時通訳であるが、他言語間の通訳の場合、常に同時通訳が求められるわけではない。内容の正確さを期するためには、逐次通訳の方が適している場合もある。また、手話通訳では、きこえない人と手話通訳者はお互いの手話が見える場所にいることが絶対で、対面できる立ち位置を設定するが、音声言語の場合、対象者の耳元でささやくウイスパリング通訳では、対象者の隣や斜め後ろに通訳者が配置される。

音声言語の通訳において、同時通訳が本格的に始まったのは、ニュルンベルク裁判である。第2次世界大戦後、ナチスの戦争犯罪を裁くために行われたこの裁判では、被告はドイツ語を話し、検察官、判事は英語、フランス語、ロシア語を話した。機械を利用した同時通訳が行われ、言語ごとのデスクが設けられた。ドイツ語のデスクでは、ドイツ語から英語、ドイツ語からフランス語、ドイツ語からロシア語への通訳が行われた。通訳者はヘッドホンを用い、原発言を聞き、担当言語に訳出する。それを聞

き手が聞きたい言語を選んで聞くというものであった。

ニュルンベルク裁判での通訳で発見されたのは、文書の読み上げるスピードが速く、通訳者は事前資料がないためにつていけないこと、歴史や文化に通じていないために起こる誤り、特にアメリカ人がドイツ語の名前を間違えて発音したために通訳者が理解できない場面が度々あったことといった技術面の課題と、通訳者の多くがナチスドイツによる迫害を経験しているために、ドイツ側の被告が発する差別的、軽蔑的な発言を拒むといった感情的な問題、優秀な通訳者が通訳すれば、原発言のいきいきした感じも声の鷹揚で再現できること等であった（ガイバ 2013）。

これらの発見は、手話通訳にも同様のことがいえる。事前資料があれば、あらかじめ適した手話表現を考えることができるし、話のテーマや話題を提供されていれば、話者の言い間違いがあっても、正しい言葉を理解して、手話表現を選択することができる。

聴覚障害者への差別的発言を手話できこえない人に伝えるには、きこえない人の理解者、支援者としてある手話通訳者にとっては精神的苦痛が伴い、そのままの言葉を通訳すると争いを引き起こすと想定し、柔らかい表現に換えて訳出することもある。手話通訳でも、手話話者があたかもきこえない人が声で話しているように読み取り通訳ができると、より相手に伝わりやすい。

どんな表現を選択するかという問題は、米原万里¹²⁾がいう「不実な美女か貞淑な醜女か」という言葉に表される（米原 1998）。意識が入っても本意が伝わる言語表現とするか、正確な言葉の変換をすることで言語表現は忠実だが本意が伝わらないもの

表2 ニュルンベルク裁判で設定された通訳デスク

ドイツ語デスク	英語デスク	フランス語デスク	ロシア語デスク
独→英, 独→仏, 独→露	英→独, 英→仏, 英→露	仏→独, 仏→英, 仏→露	露→独, 露→英, 露→仏

(出典)「ニュルンベルク裁判の通訳」を基に筆者作成

になるか、というものである。伝えるべき内容を伝え、情報を取り落とさず、付加もしていないのが前提である。米原は翻訳であれば言語表現を練る時間と余裕があるが、同時通訳の場合は瞬時の判断が求められるため、完璧な通訳というのはいり得ないとも述べている。

(2) コミュニティ通訳—権利擁護の視点—

コミュニティ通訳とは、水野・内藤（2015）によれば「暮らしのなかの通訳」である。日本では外国人住民の増加に伴い在留中の外国人の生活を助けるという考え方のもと、地域に暮らす外国人のための通訳をコミュニティ通訳と呼んでいる。コミュニティ通訳の特徴は、①地域住民を対象にする、②力関係に差がある、③言葉のレベルがさまざま（言語の種類を含む）、④文化的要素が大きく関わる、⑤基本的人権の保護に直結している、となっている（水野・内藤2015：29-30）。

さらに、受け入れ社会の言語を解さない外国人や移民と「公的サービス提供者」との間でのコミュニケーションを仲介する。特にコミュニティ通訳の主要分野であり、研究が多く行われているのが、医療、司法、行政の通訳である。

きこえない人は地域に暮らす人であり、耳からの情報がないという意味では情報弱者であり、きこえる人と同じ文化圏に暮らしながらもきこえないことで文化的差異があり、障害者であることで差別を被りやすい立場は基本的人権の保護が必要とされることを鑑みると、コミュニティ通訳の対象者と相当に近い関係にあるといえる。

コミュニティ通訳の事例研究でも、司法通訳で難しい司法の用語をどうわかりやすく表現するか、役所職員のいわゆる「お役所言葉」をどう伝えるか等、手話通訳の事例でも見られることが挙げられている。

水野はいくつかの国や通訳分野の団体がそれぞれに規定している倫理規定からコミュニティ通訳の3つの柱を整理している。①人種や宗教、社会的立場に偏見を持たないこと、②利害関係や利益相反を避

けること、③通訳者の業務の線引き（水野・内藤2015：192-4）である。

手話通訳論との相違点は③に多く含まれていると考えられる。多くの倫理規定に「関係者と不必要な個人的接触を避ける」という項目があるが、通訳者は依頼人にとってコミュニケーションできる唯一の存在であるので、何とか助けてあげたいという善意が働き、個人的な関わりを深めたおかげで自分の家族との関係も悪化してしまったという例があり、注意を促している。通訳者の中立性を保つこと、通訳者自身を守るために必要だとしている（水野・内藤2015）。

また、通訳者の仕事は通訳のみであり、個人的意見や助言をする立場にないが、通訳以外の役割を求められる現場も存在する。学校に派遣された通訳者が生徒の生活相談の相手になることを求められる場合や、福祉関連施設の職員が本来の業務と兼ねて通訳を行う場合、役割の切り替えを行わなければならないとしている。現場によっては通訳者の業務範囲と役割の線引きは難しいかもしれないが、少なくとも、通訳者の業務はコミュニケーションの仲立ちのみであるという基本的な認識を共有すべきであるとしている（水野・内藤2015）。水野は一方で、通訳者の倫理は法律ではなく、原則であるためケースによって考えて行動すべきとも述べている（水野2012）。

手話通訳論において「不必要な個人的接触を避ける」ことはあまり語られない。きこえない人の暮らしから学ぶ、きこえない人から手話を学ぶことが手話通訳者には欠かせないからである。通訳場面で個人的関係を表出することはまずないが、多くの手話通訳者は手話サークルの会員でもあり、手話サークル「みみずく」の目的にあるように「ろうあ者の友」でもある。手話サークルの会員として、手話ができる地域住民として、きこえない人との個人的関係はむしろ推奨される。外国人への通訳が日本に在留中の、あるいは在留のためのものであり、地域に根を下ろすとなれば、日本語の習得にも意欲的に取り組

むであろう。しかし、きこえない人は音声日本語の習得はあり得ないし、もともとその地域で暮らしている。手話通訳はきこえない人にとって永久的に必要なのである。外国人への通訳でいわれているような、個人的な関わりを深めてしまったために起こるトラブルもゼロではないだろうが、それもまた地域で共に暮らすということに含まれる。

きこえない人にとって手話通訳者は情報提供者でもある。たとえば、店内や電車内のアナウンス、救急車のサイレンや非常ベル、後ろから来る自転車のベル等、音からの情報しかない場合、一緒にいればきこえない人に知らせるのが普通である。きこえない人と日常的に関わっていれば、些細な相談事もあるし、きこえない人からすれば、きこえる人である通訳者なら知っているであろうということを手話できくことができる相手でもある。初期の手話通訳が担っていた職業や財産の相談は専門の相談員にするとしても、たとえば共通のきこえる友人へのお祝いは何にすればよいか、どんなものを贈るのが一般的なのかといった、公にはあまり流通しない情報のやりとりは友人、知り合いでもある手話通訳者に行うことがある。手話通訳者はきこえる社会の習慣や規範を知る人であり、きこえる人が大半の社会で生きようとするきこえない人にとっては、重要な情報提供者になり得る。

5 手話通訳者のあり方の前提としての多面的、多層的な関わり

「みみずく」が指摘した問題点、伊東の論文、安藤・高田論文では、主に理念としての手話通訳者の役割がそれぞれの立場から述べられている。理念を言語化するにあたって、まず、手話と手話通訳がなぜ必要なのか語られ、次に社会的背景ときこえない人が置かれた状況が整理されている。

共通して主張されているのは、きこえない人の主体性の保持と自立、社会参加の権利を擁護することである。これらは手話通訳の行為自体、特に言語の

変換という意味での通訳行為とは関係がないように思われる。しかし、社会参加のためには、知るべき情報を知り、コミュニケーションを通じて社会との関係を築くことが不可欠である。そのための手話通訳である。手話通訳者が中立的な立場ではあり得ないとしていることも共通している。単純な言語変換ではなく、きこえる人の考え方や主張をきこえる人にわかる言葉に変換して伝えることが求められている。

手話通訳士試験に出題されてきた問題をみると、手話通訳の技術としてのソーシャルワーク技術が含まれているのがわかる。多言語の通訳学と同様の通訳トレーニング法に加えて、アドボカシー、対人コミュニケーション、相互作用モデル等、ソーシャルワークからの援用がみられる。これらは、明記されていなくとも手話通訳にはソーシャルワーク技術が必要とされていることを示している。しかし、手話通訳場面において、相談援助が表立って行われることはない。

全通研で取り上げられている事例は、より実践に近いものになっており、手話通訳の理念を踏まえて、通訳現場ではどのように振る舞うべきかが問いかけている。良い通訳とは何か、良い手話通訳者とはどのようなものかは、場面によって、関係性によって変動するが、状況を把握した上でどう振る舞うかは、手話通訳者の判断で行われる。

他言語の通訳論、特にコミュニティ通訳では、通訳者の仕事は通訳のみであり、個人的意見や助言をする立場にないが、通訳以外の役割を求められる現場も存在するとされている(水野・内藤 2015: 195)。手話通訳において不必要な個人的接触を避けることはあまり語られない。きこえない人の暮らしから学ぶ、きこえない人から手話を学ぶことが手話通訳者には欠かせないからである。通訳場面で個人的関係を表出することはまずないが、手話ができる地域住民として、きこえない人との個人的関係はむしろ推奨される場面もある。

手話通訳制度は福祉制度の中にあるが、手話通訳

者は必ずしもその中だけで活動しているわけではなく、時には相談援助を担い、時には地域住民として、手話サークルの友人として多層的に関わっているのである。手話通訳という行為の前提としてあるのは、手話通訳ができることだけでなく、きこえない人との関わりなのである。手話通訳に行った先で出会う対象者に限定されるものではなく、様々な場面での、様々なきこえない人との関わりが手話通訳の専門性に内包されており、きこえない人との関係性が手話通訳のあり方にも反映されている。

おわりに

これまでみてきたように、手話通訳論は、手話技術、手話通訳技術という技術論と、手話通訳の理念、手話通訳の在り方、社会的役割といった存在論に大別される。技術論と存在論は相互補完関係にあるものの、ある程度固定化できる技術論と、社会変化により変動する部分を内包する存在論では、存在論の議論が重視されてきた。

特に手話通訳の理念は、伊東の「ろうあ者の権利を守る手話通訳」という通訳論が先行してきた。ろう教育やインテグレーション（統合教育）が発展し、教育を享受した成人のきこえない人が増え、伊東のいう「言語的力量的乏しい」（伊東 2000：93）きこえない人は減少しているだろうが、手話通訳者が通訳行為以外にもさまざまな役割を担っていることは手話通訳が始まった頃から言われており、さまざまな役割は変容しながらも継続的にある。ただしそれは、支援業務だと打ち出して行っていることではなく、手話通訳の行為の中で、手話通訳場面の前後で、あるいは日常のきこえない人との交流の中でなされている。

高田・安藤論文では、手話通訳を他言語の通訳と同次元で理解するのは誤りだとしている（高田・安藤 2000：97）が、通訳の訳出表現を考える上では他言語の通訳技術が参考になる部分もあろう。また、通訳を論じる際にコミュニティ通訳と呼ばれる分野が

登場し、手話通訳が外国語のコミュニティ通訳と並列されることもある。単に外国語通訳と並列するならば、手話も外国語の一つになってしまうが、コミュニティ通訳では、習慣等の文化的差異を仲介する役割もあるとされており（水野・内藤 2015：183）、手話通訳に近いものとして紹介されている。コミュニティ通訳、手話通訳において問題とされるのは、生活問題や生きづらさといった、社会福祉の対象となる社会問題である。社会福祉の対象となるかどうかという点が、他言語の通訳と決定的に異なる部分であるといえる。

伊東の通訳論にあったような手話通訳の必要性を疑う人はほとんどいないだろうが、「ろうあ者の権利を守る手話通訳」が抜け落ちてしまえば、手話通訳さえあれば良いと安易に考える、技術論のみに留まることになる。しかし、多くの単語や手話表現の知識を持っているかどうかというのは技術論だが、通訳技術において、どう表現したら対象者に伝わるのかを考えることは、対人援助に通じる。等価性は大事だが、通訳対象者であるきこえる人ときこえない人との関係性や文化的差異の調整能力も求められるからである。そして、通訳は伝わらなければ意味がない。どんなに流麗な手話表現であっても、きこえない人が理解できなければならず、きこえる人に理解できる日本語の表現が求められる。

手話通訳は当初から福祉制度としてあったわけではなく、きこえない人に理解のあるきこえる人が善意で始めたものを後追いで制度に載せてきた。その過程で手話通訳論は、きこえる人ときこえない人の情報の非対称性や文化的差異を考慮しながら通訳活動を続けてきた中で議論されている。きこえない人の指導者となることを避けることが理念にあがっていることは、指導者的な行動や言動によって、きこえない人との関係性の悪化、コンフリクトを起こしてきた経験があるということである。福祉制度に載ったことで、きこえない人の権利を守ることにつながった反面、手話通訳をする人／される人、つまり。支援する／される関係性が浮き出した面もある。

言語変換のみといっても、相手に合わせた手話通訳技術が求められるし、手話通訳だけでなく関係性を求められても、ある場面では通訳に徹する必要があることもある。関係性は実は流動的で、不安定なものであるのに、制度があることで支援する/される関係性に縛られているのではないか。流動的で不安定な関係性があるからこそ、「ろうあ者の権利を守る手話通訳」という伊東の通訳論を堅持しなければならない。「ろうあ者の権利を守る」とは、コミュニティ通訳で挙げられている「基本的人権の保護」に加えて、高田・安藤論文でいわれている「ろう者の社会的自立」を求めることにある。

支援する/される関係性は手話通訳の場面では存在するが、手話通訳が必要なのはきこえない人だけではなく、コミュニケーション相手となるきこえる人にとっても必要なものである。手話のできない、きこえる人への支援もしていることが見落とされている。きこえる世界の情報は当然きこえる人が持っているが、きこえない世界の情報はきこえない人が持っている。その情報は非対称性があるのではなく、別の世界があると捉えなおす必要がある。手話通訳の専門性は、異なる二つの世界を完全ではないにしても知っていることにある。

福祉制度としての手話通訳は、位置づけとしては専門職でありながら、報酬等、現実的には有償ボランティアの域を出ない。本稿では、これまで提起された手話通訳論などから手話通訳の専門性と手話通訳者の在り方を考察してきたが、確立するにはより多くの視点からの堆積と議論が必要であろう。資格による専門職性だけでなく、福祉制度に位置づけられる専門性を構築していくことが今後の課題である。

注

- 1) 毎日新聞が全国98自治体を実施したアンケートによれば、新型コロナウイルス感染拡大前は19自治体であった首長の記者会見での手話通訳は、拡大後に4倍の82自治体に増えた(毎日新聞2020.8.26朝刊)。
- 2) 平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)(2018.4.9公表)厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h28.pdf(2021.3.19閲覧)
- 3) 日本における手話の始まりやろう教育の歴史については多くの研究がなされており、手話サークルや手話通訳養成講座で学ぶため、手話学習者には周知のものである。
- 4) きこえない人の口話教育の経験については、2009年から2014年にかけて京都市聴覚障害者センターにて複数の人にインタビューを行った。個人が特定される恐れがあるため通っていたろう学校や年代は記載していない。
- 5) 「みみずく」の目的は、設立後まもなくの会則作成時にその文言の土台ができ、その後、若干の修正を経て現在でもホームページに掲げられている。<http://33zk.sakura.ne.jp/honb/>(2021.5.1閲覧)
- 6) 現在の京都市手話奉仕員養成事業の実施要項では、「養成対象者は聴覚障害者福祉に理解と熱意を持つものであって、今後福祉活動を行うことが可能な市内に居住、又は、通勤、通学する者とする」となっている。京都市手話奉仕員養成事業実施要綱 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000201825.html>(2021.5.1閲覧) 1970年の事業開始時の実施要項については <https://www.toyonokuni.jp/kyoukai/sisin4/>(2021.5.10閲覧)
- 7) 「きこえない人の暮らしから手話を学ぶ」「きこえない人から手話を学ぶ」ことは、「みみずく」初期から言われており、現在でも手話サークルや手話講座で繰り返し伝えられる。(「みみずく」左京支部 2012)
- 8) 日本手話研究所は社会福祉法人全国手話研修センターの一部門であり、かつては財団法人全日本ろうあ連盟に属していたが、2006年に移管された。厚生労働省委託「手話研究・普及事業」として、新しい手話を動画サイトで公開し、意見を集めている。<https://www.newsigns.jp/>(2020.3.10閲覧)
- 9) 例えば、下記のニュースサイトでは、手話通訳者には守秘義務があり、事前に知らされていても問題はないが理解されていないといった論調となっている。<https://www.buzzfeed.com/jp/kota>

- hatachi/reiwa-meiwa（2021.5.1閲覧）
- 10) 持田隆彦氏（「みみずく」初期からの会員）へのインタビューは、2014年9月2日、同年11月29日、2015年12月9日に京都市南区のボランティアセンターにて実施した。持田氏は現在も「みみずく」南支部会員であり、京都手話通訳問題研究会会長である。
- 11) 世界ろう者会議は、世界ろう連盟が開催している。世界ろう連盟（WFD）は、各国のろう者団体を統括する国際的非営利団体である。国連経済社会理事会（ECOSOC）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、国際労働機関（ILO）、世界保健機構（WHO）に代表権を有しており、1951年にイタリアのローマで、第一回世界ろう者会議開催中に設立された。正会員（各国のろう者団体）は、2006年までに128団体に達している。世界ろう者会議は4年に一度を開催され、安藤・高田論文が発表されたのは、ブルガリアで行われた第8回である。
- 12) 米原万里（1950-2006）。ロシア語同時通訳として活動後、作家、エッセイスト。「不実な美女か貞淑な醜女か」は、通訳論を論じた著書（米原 1998）のタイトルである。解説を担当した名越健郎は、米原を「本来黒子に徹すべしとされた通訳者のイメージと存在感を変えた点でも革命的である。その場を圧する華やかさがあり、話し手のパートナーとなって通訳する。会場の雰囲気合わせた大胆な意識も時には演出する」（米原 1998:320）と評している。
- 文献**
- フランチェスカ・ガイバ（2013）「ニュルンベルク裁判の通訳」武田珂代子訳、みすず書房
- フランツ・ポエヒハッカー（2008）鳥飼玖美子監訳「通訳学入門」みすず書房
- 林智樹（2010）『手話通訳を学ぶ人の「手話通訳学」入門』クリエイツかもがわ
- 伊東雋祐（1999）「伊東雋祐著作集 手話と人生④手話の見かた考え方」文理閣
- 伊東雋祐（2000）『ろうあ者の権利守る通訳を「通訳論』』『手話通訳問題研究』71(3), 92-94（資料として掲載）
- 一般社団法人全国手話通訳問題研究会手話通訳活動あり方研究委員会（2004）「手話通訳事例集」一般社団法人全国手話通訳問題研究会
- 一般社団法人全国手話通訳問題研究会手話通訳活動あり方研究委員会（2013）「マンガで読む手話通訳事例集」一般社団法人全国手話通訳問題研究会
- 一般社団法人日本手話通訳士協会監修（2019）「手話通訳技能認定試験傾向と対策」六訂，中央法規
- 京都市手話学習会みみずく（1978）「手話学習会みみずく十五年のあゆみ」記念誌
- 京都市手話学習会みみずく（1988）「手話学習会みみずく二十五年の歩み」記念誌
- 京都市手話学習会みみずく（2003）「手話学習会みみずく40年のあゆみ」記念誌
- 京都市手話学習会みみずく（2005）『みみずく四〇周年記念のつどい「基調報告につける葉』』記念誌
- 京都市手話学習会「みみずく」左京支部（2012）「礼の森一つながり」創立35年記念誌
- 松本晶行（1997）「ろうあ者 手話 手話通訳」文理閣
- 水野真木子（2012）『全通訳学校講義集 新しい福祉制度とコミュニティー通訳論「コミュニティー通訳論』』文理閣
- 水野真木子・内藤稔（2015）「コミュニティー通訳」みすず書房
- 高田英一・安藤豊喜（2000）「日本における手話通訳の歴史と理念 第8回世界ろう者会議提出論文』『手話通訳問題研究』71(3), 94-97（資料として掲載）
- 鳥飼玖美子編著（2013）「よくわかる翻訳通訳学」ミネルヴァ書房
- 米原万里（1998）「不実な美女か貞淑な醜女か」新潮文庫
- 全国手話通訳問題研究会（2004）「手話通訳事例集コミュニケーション支援と生活支援」全国手話通訳問題研究
- 全国手話通訳問題研究会（1994）「翔びたて全通研 20年のあゆみ」記念誌

A Study on the Role of Sign Language Interpreting and Sign Language Interpreter

NISHIDA Akikoⁱ

Abstract : This report examines aspects of the role of the sign-language interpreter. I extract the role of the sign-language interpreter from sign-language interpreter theory concerning the ways that sign-language interpreting has been provided until now, including an article on sign-language interpretation theory by Ito, Ando and Takada article, sign-language interpretation as defined by the sign-language interpreter examination, then participation of sign-language interpreters in the national sign-language interpreter problem workshop and find differences and commonalities in relation to interpreting of other languages.

Sign-language interpretation includes sign-language technology and two of the way of the sign-language interpreter. It is essential to sign language interpreting technique that meaning is understood by the recipient. The way in which the sign-language interpreter behaves in important factor. Ito refers to "Sign Language Interpreting that Protects the Rights of Deaf People." This is the vital role of the sign language interpreter. This benefits the hearing person with disability, too. This is not only problem within the welfare system. The sign language interpreter knows both the hearing world and the world without hearing. Their role is connecting those two worlds. The sign-language interpreter can make the relationship more than the welfare system framework to support both those who are deaf and those who can hear. In this way the sign-language interpreter protects the right of the deaf people.

Keywords : sign-language interpreter, protecting the rights of deaf people, sign-language interpreter theory, welfare system of sign-language

i Doctoral Program, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University